

2020年度版

ロータス放課後児童クラブ大芝

目次

I	ロータス児童クラブ大芝の運営内容	
1	目的	1
2	対象児童	1
3	実施期間	1
4	開設時間	2
5	主な活動内容	2
6	費用	3
7	定員等	3
8	連絡事項・注意事項	3
II	利用手続（2020年度利用）	
1	2020年4月から利用を希望される方「春休み」のみの利用は除く	8
2	長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用を希望される方	11
3	年度の中途からの利用を希望される方	12
4	申込事項の変更について	13
5	利用申込取り下げ・辞退	13
6	利用中止等	13
7	利用承諾の取消し	13
III	長期休業中の朝の開設時間の延長利用	
1	長期休業中の朝の開設時間の延長内容	14
2	延長利用手続	15
3	その他	17

別添1 利用手続きの流れ

社会福祉法人 永照福祉会

I ロータス児童クラブ大芝の運営内容

1 目的

ロータス放課後児童クラブ大芝（以下「クラブ」という。）は、放課後や長期休業中に、就労などにより保護者が家庭にいない小学生（1年生～6年生対象）に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。

2 対象児童

次の(1)～(3)までの条件を全て満たす場合に対象となります。

- (1) 広島市内に住所を有している児童（主に大芝小学校区に居住の児童）
- (2) 小学校に在学している児童
- (3) 保護者及び同居する親族（18歳未満の者を除く。以下「保護者等」という。）が次のいずれかの事由に該当することで、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる児童
 - ①保護者等が、就労のため、1週間のうち概ね4日以上、午後5時頃まで家庭にいないこと（※1）。
 - ②保護者等が、疾病又は負傷の状態にあるか障害があること。
 - ③保護者等が、疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を、常時介護していること。
 - ④保護者等が、出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）に当たる日から出産日後8週間に当たる日までの間（以下「産前産後期間中」という。）であること。
 - ⑤保護者等が、大学・専門学校等へ通学中であること。
 - ⑥その他児童を保護できない特別の事由があること（※2）。

※1 長期休業中のみの利用については、利用しようとする放課後児童クラブの通年利用者が、当該クラブの定員又は受入可能人数を超過していない場合についてのみ、長期休業期間中の利用申し込みを受け付けます。この場合、保護者等の就労時間の要件は、「午後5時頃」とあるのを「正午頃」に緩和します。

※2 求職活動による場合には、1週間のうち概ね4日以上、午後5時頃まで家庭にいないことが必要です。承諾する利用期間は、「利用開始日から起算して、3か月が満了する日まで」です。

3 実施期間

2020年4月1日から2021年3月31日まで（ただし、次の休所日を除く。）

【休所日】

- ・日曜日、月の第2土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・広島市立学校一斉閉庁日（8月12日から14日）
- ・年末年始（12月29日～1月4日）

4 開設時間

月曜日から金曜日まで 13:00～19:30

但し 18時30分～19時30分までは延長保育 (有料)

土曜日 (第2土曜日を除く) 8:00～17:00

但し 8時00分～8時30分までは延長保育 (有料)

長期休業中及び学校代休日 (※) 8:30～19:30

但し 8時00分～8時30分および 18時30分～19時30分までは延長保育 (有料)

短縮授業日 下校時～19:30

但し 18時30分～19時30分までは延長保育 (有料)

5 主な活動内容

原則として、年間を通じて次の活動を行います。

(1) 自立に向けた関わり

基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を育成します。

(2) 遊びからの学び

遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培います。

(3) 安全確保・健康管理

出欠確認をはじめとした安全の確保、健康管理や情緒の安定を図ります。

(4) 家庭との連絡

家庭との日常的な連絡や情報交換を行うとともに、地域と連携を図ります。

ロータス放課後児童クラブ大芝の一日 (平日の場合)

13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 18:30 19:30



【開所】

宿題

遊び・
行事

おやつ

遊び・
行事

随時『きょうなら』

帰宅準備・
遊び

【閉所】

延長保育

【閉所】

原則17時半を越えて利用する場合は、保護者のお迎えが必要です。

ロータス児童クラブの一日 (長期休業中の場合)

8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 18:30 19:30



【開所】

自習

遊び・
行事

昼食

遊び・
行事

おやつ

遊び・
行事

随時『きょうなら』

帰宅準備・
遊び

【閉所】

延長保育

【閉所】

原則17時半を越えて利用する場合は、保護者のお迎えが必要です。

6 費用

利用料：無料

おやつ・材料代：月額 2,000円

⇒ 月末頃に請求します。

保険料：年額 800円

⇒ 入所時に徴収します。

早朝保育利用料：1年度 2,400円

⇒ 申込時に徴収します。

延長保育(8:00~8:30、18:30~19:30)利用料：1回利用ごとに500円

⇒ 利用月の翌月におやつ・材料代等と一緒に請求します。

※別途、冷暖房費500円(7~9月、12~3月)を徴収いたします。

7 定員等 40人

広島市児童福祉施設設備基準等条例(以下「条例」という。)において、児童1人あたりの面積(おおむね1.65㎡以上)やクラスの児童数(おおむね40人以下)の基準を定めたことから、各放課後児童クラブにおいて定員を設定しています。

※既に実施している放課後児童クラブの中には、条例施行日に条例の基準に適合することが困難なものがあるため、条例施行日から5年間(2020年3月31日まで)、経過措置として定員とは別に受入可能人数を設定しています。

8 連絡事項・注意事項

(1) 家庭連絡ノートについて(連絡ノートアプリ「hugnoto」)

◎ ご家庭とクラブとの連絡に使用します。指導員がクラブでの様子、気付き、連絡事項などを記入します。出欠・帰宅時間の連絡・クラブからのお知らせ等にも使用しますので、毎日、目を通してください。

◎ お子さまの体調が良くない場合や、帰宅の方法が通常と異なる場合など、連絡事項がある場合は必ずご記入ください。

(2) 欠席について

◎ 欠席することが事前に分かっている場合は、前日までに家庭連絡ノート(アプリ)でお知らせください。急な場合は、電話で保護者の方が直接ご連絡ください。

◎ お子さまの口頭による連絡では正確に確認できないことがあります。その場合は安全確保のために、保護者の方へ確認の電話をさせていただくことがあります。

◎ 学校を欠席又は早退した場合には、必ず当クラブにもご連絡ください。

(3) 帰宅と来所について

◎ お子さまだけで帰宅する場合、できるだけ集団で帰宅できるように配慮しますので、保護者の方が希望される時刻を必ず記入してください。

◎ 当クラブから帰る時刻を17:30を越えて希望される場合は、お子さまの安全確保のため、

必ず 18:30 までに保護者の方のお迎えをお願いします。(延長利用の場合19:30まで)

- ◎ お迎えの有無やお迎えに来られる方の名前などについては、家庭連絡ノート（アプリ）に記入してください。
- ◎ 夏休みなどの長期休業中や土曜日の開所時刻は 8:30（早朝保育利用の場合は8:00）です。安全確保のため、お子さまの来所が開所時刻より前にならないように、ご協力をお願いします。
- ◎ クラブから塾や習い事へ往復は保険の適用外となります。
- ◎ ご家庭でも、来所途中・帰宅途中の安全指導（寄り道をしない、不審者に気をつけるなど）や通学路の確認をされますようお願いします。

(4) 宿題について

- ◎ 宿題は来所後すぐに自主的にするように声かけをし、習慣づけの指導をします。また、宿題の内容については、ご家庭で確認をお願いします。
- ◎ 下校時刻が遅くなったときや行事に参加するときなどには、宿題をする時間の確保ができないことがあります。

(5) お弁当・おやつについて

- ◎ 長期休業中、学校代休日、土曜日、短縮授業日など給食のない日には、お弁当と水筒を持たせてください。来所後に、お弁当やパンなどを買いに行くことはできません。現金は持たせないようにお願いします。
- ◎ おやつは、基本的に毎日提供します。おやつ代及び行事費用として月額2,000円集金しています。

(6) 賠償責任保険について

- ◎ 当クラブでの事故に備えて、全国私立保育園連盟の児童団体傷害保険に加入しています。入所時に保険料を集金します。

※支払いの対象となるもの

- 学童保育管理下(学校・クラブ・自宅の往復途上を含む)の事故
 - 学童保育の行事としての遠足などに参加している間(支援員が引率するもの)
 - 住居と行事集合場所を合理的な経路および方法により往復している間
- ◎ 放課後児童クラブの施設的な瑕疵により、お子さまがケガをした場合には、30万円までの治療費を保険で対応できる契約内容にしています（子ども同士のけんかによるケガなど、事故の発生状況により保険で対応できない場合があります）。
 - ◎ 来所途中・帰宅途中の事故については、賠償責任保険の対象にはならない場合があります。

(7) 服薬について

- ◎ 投薬は医療行為にあたるため、支援員は行うことができません。
- ◎ 服薬する場合には、基本お子さまが自分ですることになります。安全管理のため、「与薬依頼票」、薬の用途や服薬時刻などについて、必ず保護者の方から連絡してください。

(8) 学級閉鎖等の場合について

- ◎ 学級閉鎖（学校閉鎖も含む）となったクラスのお子さまは、感染の有無に関わらず放課後児童クラブを利用できません。学級閉鎖は疾病の感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。また、感染症に罹患し出席停止の措置を受けたお子さまが、放課後児童クラブを利用する際には、学校に提出する「学校感染症等治癒通知書」の写しを提出するか、医師の指示(登校許可)を保護者から文書で連絡してください。
- ◎ 広島市では、病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある児童で、かつ保護者の方が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な小学生までのお子さまを医療機関に併設した託児施設（病児保育室）でお預かりする事業（病児・病後児保育事業）を行っています。利用方法などの詳細については、広島市ホームページをご覧ください。

(9) 非常変災状態になった場合の対応について

- ◎ **非常変災状態とは、次の場合をいいます。**
 - ・ 広島市域に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれか1つ以上が発表された場合
 - ・ 台風の接近等により広島市域に暴風等の警報が発表されると判断した場合、若しくは、判断できないものの何らかの影響を受けると予測され、児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合
 - ・ 不審者の出没、事件、事故など児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合
- ◎ 非常変災状態になった場合には、クラブは原則として次表の対応になります。
- ◎ 非常変災状態の場合には、原則としてお迎えをお願いしますので、連絡がとれるようにしておいてください。
- ◎ 小学校によっては、「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合でも臨時休校にならない場合がありますので、ご注意ください。

【小学校登校日の場合】

小学校の対応		放課後児童クラブの対応
臨時休校（自宅待機後の臨時休校を含む）		臨時休所
自宅待機後の登校を含む	登校後授業打ち切り 又は 一斉下校・集団下校	<p>通常の開所時刻から開所</p> <p>※ 原則として、保護者の方へ連絡し、お迎えを依頼します（原則として、閉所時刻までお預かりします）。</p>
	開所時刻以前に非常変災状態	
	開所時刻より後に非常変災状態	
	非常変災状態になった後、解除	

【小学校休業日の場合】

非常変災状態の発生時刻		放課後児童クラブの対応
午前7時の時点で 非常変災状態になっている場合		臨時休所
午前7時より後に非常 変災状態になった場合	開所時刻以前に非常変災状態	<p>通常の開所時刻から開所</p> <p>※ 原則として、保護者の方へ連絡し、お迎えを依頼します（原則として、閉所時刻までお預かりします）。</p>
	開所時刻より後に非常変災状態	
	非常変災状態になった後、解除	

(10) 震度5弱以上の地震が発生した場合の対応について

原則として次表の対応になります。

【小学校登校日の場合】

①	在校中に地震が発生した場合 地震発生後に来校した場合	小学校が児童を学校所定の避難場所で待機させます。 放課後児童クラブは地震発生後は臨時休所になります。
②	開所前に地震が発生した場合	当日は臨時休所になります。 ※ 地震発生後に児童が来所した場合は④の対応です。
③	閉所後に地震が発生した場合	翌日は臨時休所になります。
④	在所中に地震が発生した場合 地震発生後に来所した場合	余震や周囲の状況を確認の上、児童を引率し、学校所定の避難場所に移動します（避難場所で保護者に引渡し）。

【小学校休業日の場合】

前記の「小学校登校日の場合」と同じです（ただし、①の対応はありません）。

(11) 保護者の方に直接連絡する場合について

以下の場合には、お子さまの安全確保のため、保護者の方に直接連絡することがあります。

① 非常変災状態などで、お迎えをお願いする場合

- ・ 台風接近時や大雨時には、気象情報に注意しておいてください。

② お子さまがケガをしたり、体調が悪くなったりした場合

- ・ お子さまの状態により、お迎えをお願いすることがあります。

③ 欠席の連絡がないのに、来所されない場合

- ・ 欠席される場合には、必ず事前にご連絡ください。

④ お子さまがクラブから帰る時刻やお迎えの有無などについて、確認が必要になった場合

- ・ 帰る時刻やお迎えの有無などについては、必ずご記入ください。

⑤ その他、お子さまの安全確保のため、至急連絡が必要となった場合

(12) 利用時に用意するものについて

- ・ 着替え（名前をご記入ください。）

(13) その他

- ・ 持ち物には必ず名前をご記入ください。
- ・ ゲーム機、カード類、おもちゃ等の持ち込みはお断りしております。

【用語の定義】

◎放課後児童クラブに関すること

- ・ 来所：児童クラブに来ること
- ・ 在所：児童クラブにいること
- ・ 帰宅：児童クラブから自宅に帰ること
- ・ 開所：児童クラブを開設時間に開けること
- ・ 閉所：児童クラブを開設時間以降、閉めること
- ・ 休所：児童クラブを休みにすること

◎小学校に関すること

- ・ 登校：小学校へ行くこと
- ・ 在校：小学校にいること
- ・ 下校：小学校から帰ること
- ・ 休校：小学校が休みになること

II 利用手続（2020年度用）

- 定員等を超過する場合、選考により利用できない場合があります。
- 複数の放課後児童クラブ（広島市が補助する民間放課後児童クラブも含む）へ同時に申し込みはできません。
- 同居の親族以外の方が申込書を提出される場合は、申込者の委任状が必要です。
- 大芝小学校区にお住まいの方が優先となります。

1 2020年4月から利用を希望される方（「春休み」のみの利用は除く）

(1) 申込（別添「利用手続きの流れ」を参照）

「ロータス放課後児童クラブ大芝利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に持参（原則郵送は不可）により、申し込んでください。

※「早朝保育延長利用」を希望する方は併せて「延長利用申込書」を提出してください。詳しくは14～17ページをご覧ください。

【受付期間】 通年利用

区 分		対象学年	受付期間
通年利用 (4/1～翌 3/31)	1次受付	新1年生～新3年生	2020年1月10日（金）～1月20日（月）
	2次受付	新1年生～新6年生	2020年2月17日（月）～2月28日（金）

※受付期間内に申し込みできなかった場合には、年度の中途からの利用を希望される方（P12を参照）と同じ受付期間で受け付けます。

【必要書類】 「在職証明書」、「就労申立（証明）書」、「申立書」、「求職活動状況報告書（継続用）」は、ホームページから入手可能。

確認が必要な事由	必要書類（※1）
常勤、パート等で就労している場合 （雇用主に雇用されている場合）	在職証明書（※2、3）
自営、内職、農業等で就労している場合	就労申立（証明）書
保護者等が疾病・負傷の場合	診断書（写しでも可）又は介護保険被保険者証（写）
親族等を常時介護している場合（※4）	介護者：申立書(当該児童を保護できない理由を記載したもの) 要介護者(非同居の要介護者も含む)：診断書(写しでも可)若しくは、介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害児通所支援受給者証、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療等受給者証(精神通院)、又は特別児童扶養手当の証書の写し

障害がある場合（保護者等）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障害福祉サービス受給者証、又は自立支援医療等受給者証(精神通院)の写し
産前産後期間中の場合	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が分かるページ）
大学・専門学校等へ通学している場合	在学証明書（写しでも可）（※5）
求職活動中の場合	申立書（当該児童を保護できない理由、状況を記載したもの） （前年度からの継続利用及び年度中途の継続利用は求職活動状況報告書（継続用）も併せて提出）
その他の事由	当該事由が確認できる書類又は申立書（当該児童を保護できない理由、状況を記載したもの）

※1 必要書類は、保護者(単身赴任の場合も)、同居する親族（18歳未満の者を除く。）それぞれ必要となります。

なお、65歳以上の同居する親族等の方についても、必要書類の提出が必要となります。

※2 夜勤明けの休日において、当該児童を保護できない方は、保護できない理由（休息等）を記入した申立書も併せて、提出してください。

※3 就職先が決まっている方は、勤務予定として在職証明書を提出してください。

※4 介護者と要介護者の両方の必要書類を提出してください。

※5 入学予定のため、在学証明書を提出できない方は、合格通知書や入学手続書類など入学予定が確認できる書類を提出してください。まだ合格発表されていない場合は、入学時期を申立書に記入の上、提出してください。後日、入学予定が確認できる書類を提出してください。

【優先利用】

優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障害（※1）のある児童）について、優先利用を希望する場合は、利用申込書の「優先利用を希望する」に○をしていただき、必要書類を申込時に提出してください（希望しない場合は必要書類の提出は不要です）。

確認が必要な事由	必要書類
障害のある児童の場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害児通所支援受給者証、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療等受給者証（精神通院）、又は特別児童扶養手当の証書の写し（※2）
ひとり親家庭の児童の場合	遺族年金の証書、児童扶養手当の証書、又はひとり親家庭等医療費受給者証の写し（※3）

※1 知的障害、身体障害、精神障害、発達障害等

※2 障害のある児童で必要書類が提出できない場合、特別支援学級、通級指導教室の在籍が確認できる書類（個別の指導計画の写し、個別の教育支援計画の写し、成績表の写しなど（いずれもクラス及び児童氏名が分かるページ））を提出してください。

※3 ひとり親家庭の児童で必要書類が提出できない場合、「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」と「住民票の写し」（写しでも可）の両方を提出してください。

(2) 利用の承諾等

- ◎ 利用申込書や在職証明書などの添付書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかを審査して、利用の承諾・不承諾を決定します。
 - ・ 求職活動による場合、承諾する利用期間は、「利用開始日から起算して、3か月が満了する日まで」です。 例
 - ① 利用開始日が4月1日→6月30日までの利用期間
 - 例② 利用開始日が4月16日→7月15日までの利用期間
- 利用期間終了後も求職活動を理由に、継続して利用を希望する場合は、申立書と併せて求職活動状況報告書（継続用）を添付のうえ、新しく申し込んでください**（例①の場合で、7月1日から求職活動を理由に利用継続する場合、6月1日～15日に申し込みが必要です）。
- ◎ 利用希望児童数が多く、定員等を超過するため、対象児童の要件を満たす方全員の利用を承諾できない場合は、以下の優先順位に基づき、順位を付した上で、順位の上位の方から順に定員等に達するまで、利用を承諾します。

【優先順位】

- ア 学年が低い児童を優先します(小学校1年生→2年生→3年生→4年生→5年生→6年生)。
 - イ なお、同一学年内の順位は次のとおりです(①→②)。
 - ① 優先利用に該当する児童(ひとり親家庭の児童、障害のある児童)
 - ② ①以外の児童
- 上記①、②内で順位付けが必要となった場合は、抽選により順位を付けます。

- ◎ 対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、上記の順位により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。申込先の放課後児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用の承諾を決定します。
- ◎ 各受付期間に対する利用承諾の通知または利用承諾保留の通知の送付のめやすは締め切り後1週間程度です。

2 長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用を希望される方

(1) 申込

◎利用しようとする放課後児童クラブの通年利用者が、当該クラブの定員等を超過していない場合についてのみ、長期休業期間中の利用申し込みを受付けます。

- ・申し込みを受け付ける放課後児童クラブは、事前に広島市ホームページでお知らせします。
- ・長期休業中のみの利用については、保護者等の就労時間の要件について「午後5時頃」とあるのを「正午頃」に緩和しています。

◎「ロータス放課後児童クラブ大芝利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に申し込んでください

【受付期間】

区 分	受付期間	
「2020年4月春休みのみの利用」	受付	2020年 2月17日（月）～3月13日（金）
「夏休み」のみの利用(※1)	1次受付	2020年 6月 1日（月）～ 6月15日（月）
	2次受付	2020年 6月16日（火）～ 6月30日（火）
「冬休み」のみの利用	1次受付	2020年11月 2日（月）～11月13日（金）
	2次受付	2020年11月16日（月）～11月30日（月）
「2021年3月春休みのみ」の利用	2020年10月頃ホームページ等でお知らせする予定です。	

※1「夏休み」のみの利用について、上記受付期間内に申し込みできなかった場合、年度の中途からの利用と同様の受付期間で受け付けます（P12を参照）。

◎上記の申し込みにより定員等に達した放課後児童クラブにおいては、後日、定員等に空きが出た場合であっても、再度、長期休業中のみの利用申込の受付は行いません。

【必要書類】：2020年4月から利用を希望する方と同様です（P8、P9を参照）。

(2) 利用の承諾等

◎ 2020年4月から利用を希望する方と同様です（P10を参照）。

◎ただし、定員等に達するまでの順位付けは、優先利用に該当する児童、優先利用に該当しない児童、それぞれにおいて順位付けが必要となった場合、抽選ではなく申込順となります。

◎また、対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、上記の順位により利用が承諾されない方については、利用を不承諾とします。

3 年度の中途からの利用を希望される方

(1) 申込

「ロータス放課後児童クラブ大芝利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に申し込んでください（複数の放課後児童クラブ（広島市が補助する民間放課後児童クラブも含む）へ同時に申し込みはできません。）。

- ・ 同居の親族以外の方が申込書を提出される場合は、申込者の委任状が必要です。

【受付期間】

区 分		受付期間
利用開始	月の前半（1～15日）（※1）	利用希望月の前月の1～15日（※2）
希望日	月の後半（16～末日）（※1）	利用希望月の前月の16～末日（※2）

※1 利用開始希望日が7/16～8/31、12/16～1/15、3/16～3/31の間の方については、長期休業中のみの利用と同じ受付期間で1次受付します（定員等に余裕がある場合、下表のとおり2次受付を行います）。

※2 受付期間の末日が、放課後児童クラブの休所日の場合、その前日を受付締切日とします。

<2020年度年度中途から利用の受付期間スケジュール>

※ 法令の変更等により祝日等が変更となった場合は、受付期間及び利用開始希望日の始期は直後の開所日に、終期は直前の開所日にそれぞれ変更となります。

		利用開始希望日											
		4/1 ～15	4/16 ～30	5/1 ～15	5/16 ～31	6/1 ～15	6/16 ～30	7/1 ～15	7/16 ～31	8/1 ～15	8/16 ～31	9/1 ～15	9/16 ～30
受付期間									1次受付：6/1～15				
		3/2 ～13	3/16 ～31	4/1 ～15	4/16 ～30	5/1 ～15	5/16 ～31	6/1 ～15	2次受付			8/1 ～15	8/16 ～31
									6/16 ～30	7/1 ～15	7/16 ～31		
		利用開始希望日											
		10/1 ～15	10/16 ～31	11/1 ～15	11/16 ～30	12/1 ～15	12/16 ～31	1/1 ～15	1/16 ～31	2/1 ～15	2/16 ～28	3/1 ～15	3/16 ～31
受付期間							1次：11/2～13						
		9/1 ～16	9/16 ～30	10/1 ～15	10/16 ～31	11/2 ～13	2次受付		12/16 ～28	1/5 ～15	1/16 ～31	2/1 ～15	(未定) 10月頃通知します。
							11/16 ～30	12/1 ～15					

【必要書類】：2020年4月から利用を希望する方と同様です（P8、P9を参照）。

※ 求職活動による利用期間終了後も、求職活動を理由に、継続して利用を申し込む場合は、申立書と併せて求職活動状況報告書（継続用）を提出してください。

(2) 利用の承諾等

◎2020年4月から利用を希望する方と同様です（P10を参照）。

◎ただし、定員等を超過した場合の順位付けは、優先利用に該当する児童、優先利用に該当しない児童、それぞれにおいて順位付けが必要となった場合、抽選となります。

◎対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、上記の順位により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。申込先の放課後児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用の承諾を決定します。

4 申込事項の変更について

◎勤務先・住所・家族状況など申込事項の変更があった場合には、速やかにご連絡ください。勤務先が変更となった場合には、在職証明書（就労申立書）の再提出が必要になります。

◎在職証明書の雇用期間が利用期間中に更新される方は、必ず、更新後速やかに更新後の在職証明書を提出してください。 ※提出が無い場合は、利用承諾を取り消すことがあります。

5 利用申込取り下げ・辞退

◎次の場合、「ロータス放課後児童クラブ大芝利用（申込取り下げ・辞退・中止）届」をクラブに提出してください。

- ・申込取り下げ：利用申込をしたが、利用承諾通知を受け取る前に申し込みを取り下げる場合
- ・辞退：利用承諾通知を受け取ったが、利用期間前に利用を辞退する場合

6 利用中止等

◎利用期間満了前にロータス放課後児童クラブ大芝を利用する必要がなくなった場合は、必ず「ロータス放課後児童クラブ大芝利用（申込取り下げ・辞退・中止）届」を提出してください。

◎長期間欠席された場合（継続して1ヵ月以上の欠席）には、当児童クラブの利用を継続されるかどうか確認させていただき、承諾を取り消すことがあります。

◎保護者の方の就労時間の変更などにより、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。

◎利用期間満了（年度末など）による場合は、届出は不要です。

7 利用承諾の取消し

◎利用申込に虚偽や不正があった場合などには、承諾を取り消すことがあります。

Ⅲ 土曜日・長期休業中の朝の開設時間の延長利用（早朝保育）

1 土曜日・長期休業中の朝の開設時間の延長内容

(1) 開設時間の延長を実施する放課後児童クラブ

ロータス放課後児童クラブ大芝

(2) 対象児童

ロータス放課後児童クラブ大芝を利用している児童

(3) 延長時間

土曜日・長期休業中の朝8時から8時30分まで

(4) 利用料金（1年度あたり）

料金区分	一般世帯 (右記以外の区分)	多子世帯		市民税 非課税世帯等
		2人目	3人目以降	
利用料金	2,400円	1,200円	無料	無料

※ 夏季休業終了後に延長利用を開始する世帯の利用料金は、それぞれ記載の利用料金の半額とします。

※ 「多子世帯」の料金区分は、同時期に2人以上放課後児童クラブを利用している世帯において、延長利用を申し込む児童が2人目の場合（1,200円）及び3人目以降の場合（無料）に適用されます。

※ 「市民税非課税世帯等」の料金区分は、市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に適用されます。

※ 「一般世帯」の料金区分は、「多子世帯」及び「市民税非課税世帯等」の料金区分を適用しない世帯に適用されます。

(4) 延長利用時の留意事項

【家庭連絡ノートについて（アプリ）】

- ◎ 延長利用をしない日がある場合は、必ず前日の閉所時間までにお知らせください。
- ◎ 安全確保のために、保護者の方へ確認の電話をさせていただくことがあります。なお、延長時間帯に来所しなかった場合の確認の電話が、午前9時以降となることがありますのでご了承ください。

【来所について】

- ◎ 延長利用の場合であっても、開所時間である午前8時より前にクラブに入室することはできません。児童を長時間外で待たせることのないよう、お子さまがご自宅を出発する時間については十分なお配慮をお願いします。

2 延長利用手続

(1) 申込

- ◎ 朝の開設時間の延長利用を希望する場合、「ロータス放課後児童クラブ大芝早朝保育利用申込書」に必要事項を記入の上、必要に応じて添付書類をそろえて、P8-1「2020年4月から利用を希望される方」に準じた受付期間内に持参（原則郵送は不可）により、申し込んでください。「ロータス放課後児童クラブ大芝早朝保育利用申込書」は当クラブ・ホームページにて準備しています。

(2) 利用の承諾等

- ◎ 「ロータス放課後児童クラブ大芝早朝保育利用申込書」の提出により、内容を確認して承諾を決定します。
- ◎ 延長利用については、ロータス放課後児童クラブ大芝の利用が承諾されている期間に限ります。
- ◎ 延長利用が決定しましたら、ロータス放課後児童クラブ大芝から請求書をお渡ししますので、2020年4月以降に延長料金をお納めください。

3 その他

- ◎ 延長利用に関するご意見等がございましたら、ロータス放課後児童クラブ大芝にご連絡ください。今後の事業運営の参考とさせていただきます。

【年度の中途からの延長利用を希望される方の延長利用】

- ◎ 年度の中途からの延長利用を希望される方は、P12-3「年度の中途からの利用を希望される方」に準じた受付期間で受付を行います。ただし、当クラブの運営状況によっては年度の中途からの延長利用のご希望に添えない場合がありますので、事前に延長利用の申し込みが可能かどうかクラブへご確認の上、申し込みを行ってください。

【長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみ利用される方の延長利用】

- ◎ 通年利用の方の延長利用に支障のない範囲内で、長期休業中のみ利用される方の延長利用も可能です。
- ◎ P11-2「長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用を希望される方」に準じた受付期間で受付を行います。

【延長利用に関する問合せ先】

- ◎ ロータス放課後児童クラブ大芝 電話：082-554-1112

利用手続きの流れ（4月から利用の場合）

1 申込書等の配布

ロータス放課後児童クラブ大芝において、「ロータス児童クラブ大芝利用申込書」等を配布またはホームページよりダウンロード

2 受付

クラブに、①～②の書類を受付期間内に持参により提出（原則郵送は不可）。

①ロータス放課後児童クラブ大芝利用申込書

②必要書類（詳細は、P8、P9参照）

※「延長利用」を希望する方は併せて「ロータス放課後児童クラブ大芝早朝保育利用申込書」を提出してください。
詳しくは 14～17 ページをご覧ください。

3 審査

提出された書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかを審査。

対象児童の要件を満たさない場合

4 利用不承諾の通知

2月中旬～3月下旬頃に、「利用不承諾通知書」を送付。

対象児童の要件を満たしている場合

全員受け入れても定員等を超えない場合

4 利用承諾の通知

2月中旬～3月下旬頃に、「利用承諾通知書」を送付。

全員受け入れると定員等を超える場合

4-1 順位付け

- ・低学年の児童を優先。
- ・同一学年内は、次の順位（①→②）
 - ① 優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障害のある児童）
 - ② ①以外の児童
 上記①、②内で順位付けが必要となった場合は、抽選（※）により順位付け。
 ※長期休業中のみの利用、年度中途からの利用は、抽選ではなく申込順により順位付け。

4-2 利用承諾・保留の決定

- ・上記の順位の上位から順に定員等に達するまで、利用を承諾。
- ・定員等を超えた場合、それ以降は、順位を付した上で、利用の承諾を保留。

4-3 利用承諾保留の通知

2月中旬～3月下旬頃に、「利用承諾保留通知書」を送付。

申込先のクラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用を承諾。

4-3 利用承諾の通知

2月中旬～3月下旬頃に、「利用承諾通知書」を送付。

5 利用開始「利用承諾通知書」に記載した利用期間の開始日から利用。

